

2025 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社メタプラネット
 代表者名 代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ
 (スタンダード市場 コード: 3350)
 問合せ先 IR 部長 中川 美貴
 電話番号 03-6772-3696

第 20 回乃至第 22 回新株予約権の下限行使価額の調整に関するお知らせ

当社が発行した第 20 回及至第 22 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、2025 年 8 月 27 日開催の当社取締役会において決議した当社普通株式に係る海外募集（以下「本海外募集」といいます。）による新株式の発行により、本新株予約権の下限行使価額が調整されることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 下限行使価額の調整

新株予約権の名称	下限行使価額	
	調整前	調整後
株式会社メタプラネット 第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）	777 円	637 円

2. 適用日

2025 年 9 月 17 日以降

3. 調整事由

当社は、2025 年 8 月 27 日開催の取締役会において本海外募集による新株式の発行を決議し、2025 年 9 月 16 日に払込が完了しました。当該新株式の発行価額（1 株当たりの払込金額）が、本新株予約権の発行要項第 11 項(4)②に規定される時価を下回ったことから、同要項に基づき下限行使価額の調整を行うものです。

(ご参考)

本新株予約権の発行要項に関する詳細は 2025 年 6 月 6 日付開示資料：「第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(2025 年 9 月 17 日以降の本新株予約権の行使価額の修正について)

各本新株予約権の行使価額は、2025 年 6 月 25 日（水）に初回の修正が行われ、以後、3 取引日が経過するごとに修正されています（以下、かかる修正が行われる日を「修正日」といいます。）。

行使価額は、本新株予約権の発行要項第 10 項に規定される修正条項に基づき、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（ただし、終値が存在しない日を除きます。）において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に対し、第 20 回新株予約権については 100%、第 21 回新株予約権については 101%、第 22 回新株予約権については 102%を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額（637 円）を下回る場合は、下限行使価額といたします。なお、いずれかの価格算定期間内

METAPLANET

の取引日において本新株予約権の発行要項第 11 項に規定される調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

以 上